

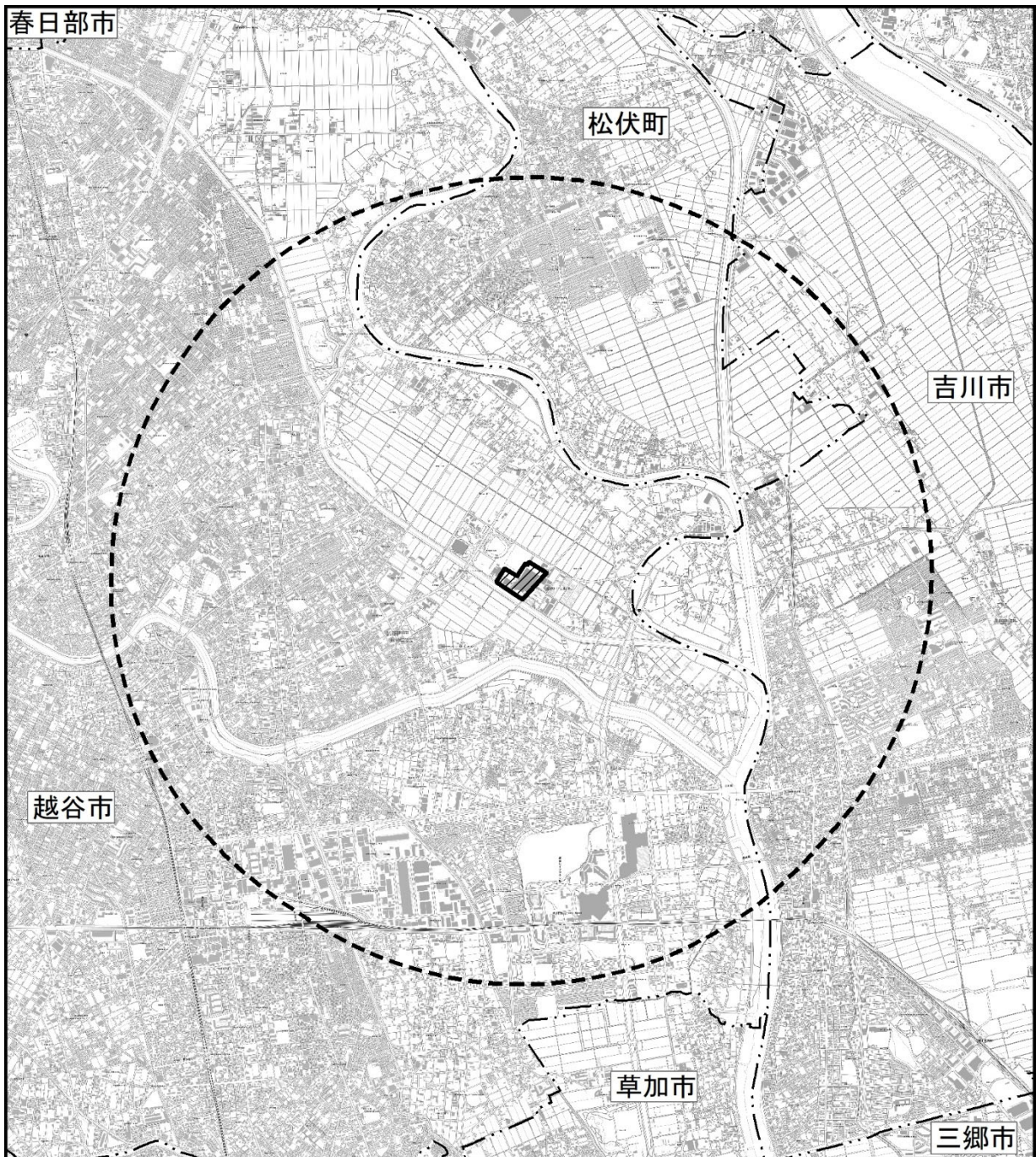
## 第4章 関係地域

### 4.1 環境に影響を及ぼす地域の基準

本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、「埼玉県環境影響評価条例施行規則 別表第二」に基づき、「対象事業が実施される区域の周囲 3 キロメートル以内の地域」とする。

### 4.2 環境に影響を及ぼす地域

前項の基準に基づき設定した、本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、図 4.2-1 に示すとおりであり、越谷市、吉川市、松伏町の 2 市 1 町の一部が含まれる。



凡 例

-  計画地
-  計画地より3km
-  市町界



1:50,000



図 4.2-1

環境に影響を及ぼす地域